平成２６年（フ）第９０４号
京都市左京区一乗寺南大丸町７番地　常盤荘１－８、前住所京都市山科区厨子奥若林町４番地　西村ハイツ106号新栄勝己方
債務者　ＬＷＳ　ＣＨＯＫＩＣＨＯＫＩこと　田中　由紀
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９０６号
京都市東山区宮川筋６丁目354－２　石垣ビル１階、住民票上の住所京都市下京区東中筋通六条上る天使突抜４丁目476番地　第２ヌヴェールハイツ103号室
債務者　山本美由紀
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９０７号
京都府八幡市八幡小松15番地の12
債務者　市村　明美（旧姓瀬戸）
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９１４号
京都市西京区大枝北福西町４丁目１番地１12棟203号
債務者　奥田あおい
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２８号
京都府福知山市広峯町112番地　府営広峯団地406号
債務者　田邊　文男
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで　京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２６年（フ）第６９３号
堺市南区宮山台３丁２番１―106号
債務者　村上　陽子
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７００号
大阪府松原市三宅中６丁目６番22号
債務者　梅川　重雄
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１４７号
静岡県富士市大淵2831番地の２
債務者　後藤　容子
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第２０６号
愛知県犬山市大字前原字橋爪山15番地の121社会福祉法人ともいき福祉会特別養護老人ホームぬく森、住民票上の住所愛知県犬山市字本町16番地
債務者　齊藤　　孝
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２１０号
愛知県一宮市多加木４丁目11番９号
債務者　草川恵利子
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２１２号
愛知県一宮市萩原町西御堂字虫祭２番地　県営西御堂住宅２棟805号
債務者　中西　友紀
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２１６号
愛知県江南市安良町上郷110番地
債務者　洞口　由花
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２３６号
奈良県生駒郡安堵町大字東安堵233番地　センチュリーアスカⅢ―610号
債務者　光明不動院こと　六角　　勉
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで　奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２４８号
奈良市平松１丁目27番44―201号
債務者　宮原　幸子
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで　奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２５５号
奈良市西大寺国見町１丁目１番635号
債務者　演歌スタジオカラオケひばりこと　奥山と志江
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで　奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２６１号
奈良市古市町1613番地の１　第10号市営住宅第62号
債務者　川本　智子
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで　奈良地方裁判所